

Point 03

個人住民税の減税方法は徴収方法によって異なる

(給与所得者、事業所得者、年金受給者)

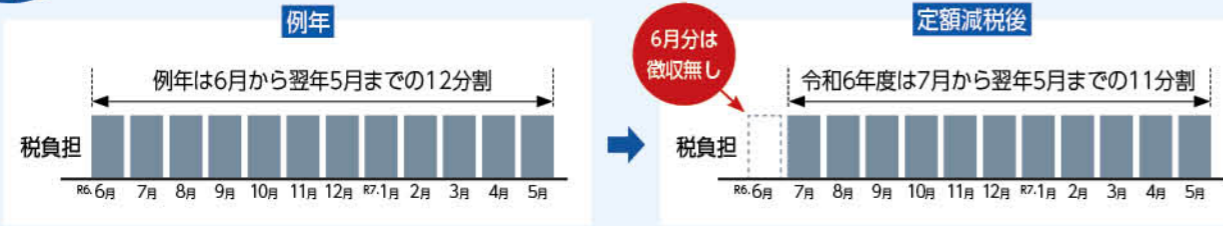
■減税方法

定額減税の適用のある人は納税通知書、または特別徴収税額通知書の「個人住民税減税控除済額」に記載があります



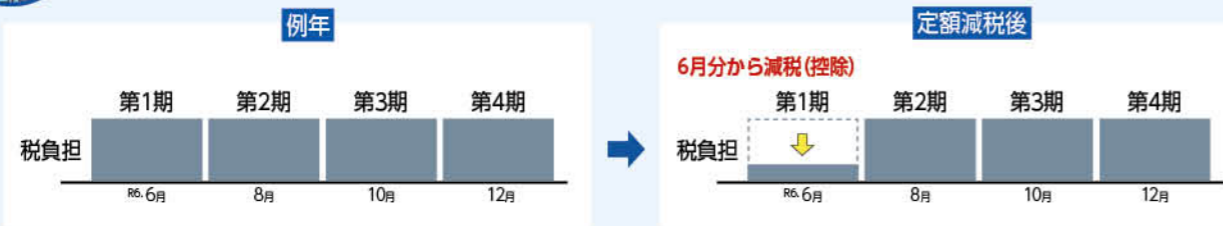
給与所得者の場合 (特別徴収)

令和6年6月分は徴収されず、**定額減税後の税額**を11等分し、令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月に均一にして徴収。



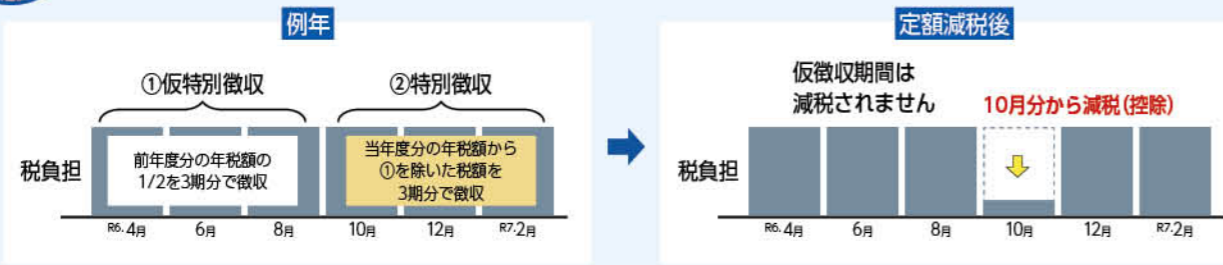
事業所得者の場合 (普通徴収)

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分以降から順次減税。



年金受給者の場合 (特別徴収)

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降から順次減税。



「定額減税しきれないと見込まれる人」は差額分を給付。給付については次ページで

NEXT PAGE



所得税の定額減税について
詳しくは国税庁ホームページで▶▶▶

定額減税特別サイト



[Close Up]

令和6年6月から
実施されます

定額減税

令和6年度課税分の町県民税(以下、個人住民税)については、国の施策として定額減税が実施されます。一方で、森林環境税(国税)の徴収が開始される他、県民税として平成26年度から徴収しているぐんま緑の県民税も5年間延長されます。

問合せ先 役場税務課 ☎47-5011



定額減税とは……?

令和6年度分の個人住民税と令和6年分の所得税を一定額減税する制度です

急激な物価の上昇が続いている中で、国民の負担緩和を目的としたデフレ脱却のための一時的な措置です。



Point 01

■対象者

令和5年分の合計所得金額が**1,805万円**^{※1}以下で
国内に居住している個人住民税所得割の**納税義務者**^{※2}

※1 給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下。

※2 非課税の人、個人住民税の均等割・森林環境税のみ課税される人は対象外。

Point 02

■減税額

個人住民税の減税額は本人と配偶者を含む扶養親族
1人につき**1万円**(所得税は1人につき**3万円**)

▶種別ごとの減税額(同一生計配偶者および扶養親族の判定は令和5年12月31日の現況による)

税目	種別	減税額
個人住民税 (所得割)	本人	1万円
	控除対象配偶者 ^{※3}	1万円
	扶養親族 ^{※4}	1万円/人
所得税	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者	1万円 ^{※5}
	本人	3万円
	同一生計配偶者	3万円
	扶養親族	3万円/人

【定額減税可能額の算出】
たとえば……



配偶者と子供2人の4人世帯
個人住民税の減税額
1万円(本人)+
1万円×3人(配偶者と扶養親族)
=4万円

※3 納税義務者と生計を一にし、かつ、合計所得金額48万円以下。

※4 税法上の扶養親族。 ※5 令和7年度分の個人住民税から減税。

ぐんま緑の県民税の課税期間を延長

県では、森林を守り育て、次世代に引き継いでいくために、平成26年度から導入していた「ぐんま緑の県民税」の課税期間を5年間延長します。



県内の条件不利森林や里山・平地林の整備などに活用されます

森林環境税(国税)が課税

令和6年度から地球温暖化防止などの役割を担う森林を支えるため、国内に住所のある個人に対し、個人住民税の均等割と合わせて、1人年額1,000円が課税されます。

納税された森林環境税は、国から都道府県や市町村へ「森林環境譲与税」として配分されます。町でも木材利用の促進などの財源として活用しています。

▶納める税額(個人住民税の均等割・ぐんま緑の県民税・森林環境税)

区分	令和5年度まで			令和6年度から			
	県民税均等割	町民税均等割	合計	県民税均等割	町民税均等割	森林環境税	合計
上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円	1,000円	3,000円	-	4,000円
防災施策の財源*	500円	500円	1,000円				
ぐんま緑の県民税	700円	-	700円	700円	-	-	700円
環境森林税(国税)				-	-	1,000円	1,000円
合計	2,200円	3,500円	5,700円	1,700円	3,000円	1,000円	5,700円

※東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源として均等割の1,000円を上乗せ(県民税・市町村で各500円)は令和5年度で終了。

負担額は変わらず

制度の詳細と問合せ先

ぐんま緑の県民税の仕組みに関すること
▶県総務部税務課 ☎027-226-3771



税の使い道に関すること
▶県環境森林部林政課 ☎027-226-3930

県ホームページ

森林環境税の制度については総務省または林野庁のホームページで。



◀総務省ホームページ



林野庁ホームページ▶

定額減税

Point 04

定額減税で引ききれない場合は差額を給付

調整給付

▶対象者

「令和6年度分個人住民税所得割額」、「令和6年分推計所得税額*」が、定額減税可能額を下回る人(定額減税可能額を控除しきれない人)

*令和5年分所得を参考に国が定めた算定基準に基づき推計した税額。

▶給付額

次の①と②の合計額(合計額を万円未満切り上げ)

①(個人住民税分) 定額減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額

②(所得税分) 定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額

▶給付額の計算例

	例1	例2
世帯状況	世帯主・配偶者・子3人(5人世帯) (個人住民税60,000円、所得税39,500円の場合)	世帯主・配偶者(2人世帯) (個人住民税12,000円、所得税4,800円の場合)
個人住民税減税可能額	10,000円×5人=50,000円	10,000円×2人=20,000円
所得税減税可能額	30,000円×5人=150,000円	30,000円×2人=60,000円
給付額	①【個人住民税】50,000円-60,000円 =-10,000円(マイナスなので0円) ②【所得税】150,000円-39,500円 =110,500円 ①+②=110,500円 (給付額:120,000円)	①【個人住民税】20,000円-12,000円 =8,000円 ②【所得税】60,000円-4,800円 =55,200円 ①+②=63,200円 (給付額:70,000円)

給付の時期は？

調整給付金の対象となる人については、町からお知らせを送付します。送付時期および給付時期は現在調整中です。詳細が決まりましたらホームページなどで、お知らせします。



町ホームページ

令和5年度に給付金の対象となっていない世帯で、新たに令和6年度個人住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯は給付金が支給されます。

▶給付額 10万円/世帯

さらに



左記給付金対象世帯のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降に出生)の児童がいる世帯については、別途給付金が支給されます。

▶給付額 5万円/児童1人あたり

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に注意

①自宅や職場などに国や県、町の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)へ連絡。

②心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLへのアクセスや個人情報の入力をせずに速やかに削除してください。



役場福祉介護課 ☎47-5022